第明治三十五種郵便物認可
△
○
○

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
　破産、再生関係
特殊法人等
　国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、地方公共団体情報システム機構平成二十六年度財務諸表、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士の指定取消し・簿の登録・登録取消し・記関係
地方公共団体
　行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０２号
愛知県豊川市西香ノ木町１丁目28番地　ＧＧインペリアル303号、従前の住所岐阜県土岐市土岐口北町３丁目19番地
債務者　パラディこと金山泰之こと　朴　泰幸
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１０６号
愛知県豊橋市多米西町２丁目27番地８　203
債務者　松下　文博（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日午後３時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１０９号
愛知県豊橋市八町通３丁目27番地　208
債務者　伊藤　暢彦
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１１１号
愛知県豊橋市野依町字古川53番地５　２－203
債務者　小川　佑介
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１２４号
愛知県豊橋市野黒町75番地　602、従前の住所愛知県豊橋市神野新田町字サノ割65番地
債務者　筒井キヨ子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１７０号
岡山県玉野市槌ケ原2346番地ラ・メゾン・サンパティーク101、旧住所岡山県玉野市八浜町波知2160番地96
債務者　岩居　広宣
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３４号
岡山市南区妹尾175番地
債務者　青山　理恵
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３８号
岡山市東区瀬戸町江尻1256番地７
債務者　安永　敏之
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２号
長野県小諸市東雲２丁目９番１号　市営住宅377号
債務者　髙橋　　正
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第４１９号
東京都立川市高松町２丁目30番３号ホワイトリリー205号
債務者　市川　正夫
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部